

# 日乗連ニュース

## **ALPA Japan NEWS**

www.alpajapan.org Date

2003.7.10 No 26-87

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan 幹事会 〒144-0043 東京都大田区羽田5 - 11 - 4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274 E-mail: office@alpajapan.org

### IFALPA 会長、法務委員長など本部役員

## 国交省・法務省を表敬訪問

#### ANNEX13遵守の重要性を説明

東京品川で6月9日より開催された IFALPA JOINT COMMITTEE 終了後の6月12日、IFALPA 会長: Captain Dennis Dolan、本部役員:安藤 真之機長、Mr. Patrick Sutter 法務委員長: Captain Fanie Coetzee の各氏及び日乗連委員が、国土交通省運航技術部および法務省大臣官房を表敬訪問し、ANNEX13の遵守がいかに航空安全にとって重要であるかを説明し理解を求めました。以下会談の要旨です。

#### 国土交通省にて:

**国土交通省 航空局 運航技術部長**「IFALPA 代表の方とお会いできて大変嬉しく思います。 航空局としても IFALPA の活動を評価しています。また、Pilot や F/E の方が ICAO の Panel で活 躍されていることも承知しています。そして、ICAO の working Group に参加されたり、IFALPA では Seminar や Conference を開催されて安全問題に取り組まれていることも承知しています。 我々も、国際航空の発展と世界の航空の安全のために、国際標準に従って行きたいと思っていま す。 安全に対する IFALPA の更なる活躍を祈っています」

*IFALPA 会長* 「ご挨拶できることを嬉しく思います。航空安全の確保の為にはICAO ANNEX13 を遵守することが必要です。ぜひ日本の当局も遵守に努力していただきたい。また事故調査にあたっては ALPA Japan には 40 名の IFALPA 公認事故調査員がおり、いつでもどんな協力も可能です。ぜひ活用して頂きたい。もちろん IFALPA 本部としても協力を惜しみません」

#### 法務省にて:

IFALPA 会長 「時間をとっていただき感謝します。航空安全の確保の為には ANNEX13 の遵守が必要です。これに基づいた事故調査報告書は、事故防止の為に作成されています。日本で刑事責任を追及されていることについては ICAO でも注目されています。そして、ICAO の委員会(複数)の中でも事故調査のデータを守る重要性が論議されています。ANNEX13 の目的は事故再発防止であり、裁判に使用されることが目的ではありません。このようなことがあると今後正確な情報が集められなくなります。あってはならない事が日本では起きているので、ぜひ国際標準を守っていただきたい」

**法務省 大臣官房秘書官「ICAO** の中でも活躍されている IFALPA の役員の方々とお会いできて有益です。一般的に条約を遵守するのは当然のこと。直接的には返答すべき立場には無いが、ご要望に関しては関係部局に必ず伝えます」

THE WHEN

このような諸官庁との意見交換を今後も実施していきます。